○農林水産省告示第千七百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年七月九日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道赤平市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

赤平市（次の図に示す部分に限る。）

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び赤平市役所に備え置いて縦覧に供する。）

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道赤平市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

赤平市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐は、択伐による。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び赤平市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年七月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長崎県長崎市上戸町四丁目七五二・七五三の一・七五三の二・八六九の一・八七〇の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、七五四の一から七五四の四まで、七五五から七六四まで、七五八の口、七五八の八、七六二の口、七六四の口、七六六、七七一、七七二の一、七七二の三、七七三から七七七まで、七七九、七八四の一、七八五の一、八一八の口、八一九、八二〇の二、八三四から八三六まで、八三九、八四八の一、八五〇の一、八五一から八五四まで、八五六の一、八五七の一、八六二・八六六合併、八六四、八七一、八七二の一から八七二の三まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年七月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　広島県神石郡神石高原町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三(一)　変更後の指定施業要件

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

神石高原町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百四十八号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第四十一条の七の規定に基づき、登録講習機関から役員の変更の届出があったので、同法第四十一条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十七年七月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　変更前の登録講習機関の役員の氏名　小口　和広

二　変更後の登録講習機関の役員の氏名　坂口　春雄

三　変更年月日　平成二十七年六月二十三日

○海上保安庁告示第五十一号

航路標識の一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十七年七月九日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　臼谷港西防波堤灯台

位置　所在地　北海道留萌郡小平町（臼谷港西防波堤外端）

北緯　四三―五九―五八

東経　一四一―三八―五八

撤去年月日　平成二十七年五月十三日

記事　一時変更